

解体工事業の新設に伴う入札参加資格の取扱いについて

建設業法の一部改正により、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設され、平成28年6月1日から施行されました。

解体工事業の入札参加資格審査の申請に係る本組合の取扱いは以下のとおりです。

◆ 平成28年6月1日以降もとび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる方

① 現在、入札参加資格者名簿の「とび・土工」に登録されている方

現在登録されている入札参加資格が引き続き有効となります。

※「とび・土工」の入札参加資格で解体工事を受注することができます。

② 入札参加資格者名簿の「とび・土工」に登録されていない方

解体工事の受注を希望される場合も、「とび・土工」の入札参加資格審査を申請してください。

※「とび・土工」の入札参加資格で解体工事を受注することができます。

◆ 平成28年6月1日以降に解体工事業の許可を受けて解体工事業を営む方

(解体工事業の許可取得前はとび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいた方)

① 現在、入札参加資格者名簿の「とび・土工」に登録されている方

現在登録されている入札参加資格が引き続き有効となります。

※「とび・土工」の入札参加資格で解体工事を受注することができます。

② 入札参加資格者名簿の「とび・土工」に登録されていない方

ア 解体工事業に係る経営事項審査の結果通知を受けている方

「解体」の入札参加資格審査を申請してください。

イ 解体工事業に係る経営事項審査を申請されていない方

解体工事の受注を希望される場合も、「とび・土工」の入札参加資格審査を申請してください。

※「とび・土工」の入札参加資格で解体工事を受注することができます。

◆ 平成28年6月1日以降に解体工事業の許可を受けて新たに解体工事業を営む方

① 現在、入札参加資格者名簿の「とび・土工」に登録されている方

解体工事の受注を希望される場合は、「解体」の入札参加資格審査を申請してください。ただし、「解体」に係る経営事項審査の総合評定値の通知を受けていることが必要となります。

※「とび・土工」の入札参加資格で解体工事を受注することはできません。

② 入札参加資格者名簿の「とび・土工」に登録されていない方

上記①と同様です。

【問い合わせ先】

名古屋港管理組合 建設部管理課工事契約係
電話番号：052-654-7927 (ダイヤル)